

京大所藏の二種の「詞玉橋」に就いて

岡田 希雄

京大所藏の二種の「詞玉橋」寫本、即ち一つは板垣氏所藏の草稿本とはやゝ異なるやうに見られる草稿本、もう一つは、同氏所引の流布本ともやゝ異なるもの、此の二つに就いて、參考までに略述するのである。

記述の都合上、此の二種の玉橋に「京草本」「京流本」の略號を使用する。まづ京草本（京大草稿本の略稱、圖書番號一二〇二五二號）の體裁を云ふと、判紙型の粗末な寫本にして、二卷合一冊、表紙は京大で施したものである。一之卷は目録一丁、本文十五丁、二之卷は目録一丁本文十三丁、一頁は十行又は十一行。頭書の類は全く無い。内題や署名は

詞玉橋 一之卷 草稿 富樫廣隆述

詞玉橋 二之卷 草稿 （署名なし）

であり、尾題の所の成稿年月は一之卷には

詞玉橋一之卷終

文政九年十一月十日稿
同 十一年六月廿日改寫

とあるのみで、二之卷には、尾題も何も無い。斯くの如

くに成稿改寫の年月を記して居る點は、何も記して居ないらしい板垣氏本とは異なるのである。しかも、此の談語には成稿年月のみならず、其の日が十日である事をも記して居るのである。二之卷の成稿年月は、板垣氏の記事で判る通りに、文政九年十二月八日であるのだが、一之卷が十一月の何日の脱稿であるかを明記したものは無いのであつた。ところが、此の京草本には明らかに「十一月十日稿」と記して居るのである。日の事など何うでも可いかは知らぬが、不明であるよりは、判明して居る方が無論結構である。此の點で、京草本の記事は有難い。さらに又文政十一年六月二十日の改寫と云ふ事も、後に説く通りに、板垣氏も、何人も云はれない事であるから本書に記して居るのは有難い。（一之卷目録の下に「西廣賴藏書記」と讀みうる長方形朱印があり、二之卷の最後の丁の裏には「朝陽樓藏」と墨書してある。印文の異なる朱印不明は二之卷の尾にもある。）

さて此の本は、板垣氏本と比べると、既でに目錄に於いて小異がある。今其れらを示すために、繁雜な説明の代りに京草本の目次を全部あけて見る。(1 2 3などは、今便宜上加へたものである)

一之卷

- 1 手爾乎波トイフ名目起源ノ事
- 2 體言ニ五種ノ差別アル事 ○本文にては體言にハタラカメコトバと傍訓あり
- 3 用言ノ事并言ト助辭トノ差別ノ事 ○本文にては、用言にハニツハと傍訓あり
- 4 未然言・已然言差別ノ事
并受助辭ニ依テ願フ意トナルト云事
又受助辭ノばニツ各用カハル事
- 5 續用言・切居言・續體言差別ノ事
- 6 受助辭ニ體ト用トノ差別アル事
- 7 係助辭并結助辭ノ事 ○本文にては係助辭の係字にカハルと傍訓あり
- 8 下二段活佐行一類用言ノ事
- 9 同羅行一類用言ノ事
- 10 同多行一類ノ事
- 11 變格奈行活言ノコト
- 12 同一類ノ事 ○本文にては「變格ナ行一類ノ事」とあり
- 13 變格羅行活言ノコト
- 14 同一類用言ノ事并一類ノ事 ○本文にては「變格ラ行一類用言ノ事并一類ノ事」とあり

京大所藏の二種の「詞玉橋」に就いて(岡田)

- 15 シキノ行一類用言ノ事
并シキノ行・シ、キノ行一類ノ事
- 16 ムノ行一類ノ事并疑助辭過現未差別ノ事

二之卷

- 1 下知言ノ事
 - 2 禁止言二種ノ事
 - 3 雅言ヲ俗語ニ譯ス事
 - 4 俗語ニヨリテ雅言ノ活ヲシル事
 - 5 俗語變例ノ事
 - 6 らし・らじ差別ノ事
 - 7 まし・まじ差別ノ事
 - 8 しゝ・せし差別ノ事
 - 9 さん・せん差別ノ事并さう・せう差別ノ事
 - 10 の・が差別ノ事
 - 11 一段活言古キ一格ノ事
 - 12 中古以來下二段活ニミ用フル言ヲ上古四段活ニモ用ヒタル事
 - 13 體言ニテトムル助辭ノ事
 - 14 云カケシテ結フ助辭ノ事
 - 15 も・は・ぞ・こそナドノ助辭ノ受ザマノ事
 - 16 と・かしノ助辭ノ受ザマノクハシキ事
 - 17 下知言ノ拾遺并と文字清濁差別ノ事
- 右の通りであるが、一之卷の15 16、二之卷の9は板垣氏

本とかなり異なる。一之卷の8910は、板垣氏本の順序と異なるが、これは板垣氏本の如くに五十音順である方が可からう。術語では、板垣氏本に辭と云つて居るのを京草本が、皆助辭と云つて居るのは大きな相違である。

板垣氏は、流布本には無くて、板垣氏本のみにある項目として二之卷の「も・は・ぞ・や・こそナドノ辭ノウケザマノ事」を舉げて居られるが、是れは、正しく流布本の「も・は・ぞ・こそ繋格ノ事」の條と内容が一致する。板垣氏の言は、思ひ違ひであるやうだ、なほ板垣氏本には、「も・は・ぞ・や・こそ……」とあるやうだが、京草本には「や」を加へず、其の本文を見ても「や」には言及して居ない。流布本も「や」には言及して居ない。もし板垣氏の言に誤りなしとすると、「や」を加へて居る板垣氏本に比し「や」を説かぬ京草本は、流布本に近いのだと云ひ得るやうだ。

板垣氏は、草稿本二之卷の「云カケニテムスブ辭ノ格」の所にて「に」を「の」證歌が缺けて居るが、流布本には是れがある、と説いて、此の點を以て、草稿本と流布本との相異點として居られるが、京草本では、「を」には證歌が無いが「に」には千載集の「我ながら程なきよはや惜しむらむなほ山の端にありあけの月」と云ふ證歌が見える。

しかしして京流本も全く同様である。此の點も、是れを重視すれば、京草本は、板垣氏本に比べると、流布本に近いと云ひ得る。(京流本の此の條の事はも一度言及する)

板垣氏は草稿本の「の・が差別ノ事」の條を引いて居られるが、其の文は京草本では「一卷ニモ云ル如ク、のトがトハ意カヨヘドモがハ玉・禪ニモ出セル如ク、續體言ヲモ受レドモ、のハ體言ヲノミ受テ、用言ヲウクル事ヲサくアラズ……」とありて、板垣氏本に「本圖」と云つて居るものを、京草本が「玉・禪」と云つて居るのは注意すべき相違である。此の「本圖」と云ふのは、板垣氏本の頭註によると玉堂詩記(即ちタマダスキ)の事なのだから、京草本は、板垣氏本よりも、はつきりした云ひ方をして居るのである。板垣氏本の「一段活古キ一格ノ事」の條に「此活、本圖ニアゲタル如ク……」とあるのも、京草本はやはり「此活玉・禪ニ出セル如ク……」と明記して居るのである。(京流本では「コノ活用ハ玉・禪ニ出セル如ク……」とある。やはり京草本に近い。)

さて京草本と板垣氏本とを比べ、又京流本と比較すると、以上の如くである。京草本が、板垣氏本と同一の本文で無く、板垣氏本と同じく、所謂「草稿本」の一類ではあるけれど、板垣氏本に比してはや、流布本に近いもの

である事が想像できるのである。板垣氏は恐らくは十一年六月の改寫以前のものではあるまいか。とにかく、兩本は小異があるので、此の點に於いて、板垣氏本同様、京草本も、玉橋の一異本として珍重して可いと思ふ。

○

次に京流本、即ち京大所藏流布本玉橋は何う云ふ本であるかと云ふに、自分は刊本玉橋を見て居ないので、其れとの相異は知らないが、板垣氏所引の流布本——氏の引いて居られるのも刊本で無くて、寫本であるやうだが、氏は、同じく流布本と云つても、何う云ふ性質の本であるかは明言して居ない——に比べると、又小異があり、其の本と草稿本との關係よりも、京流本と草稿本との關係の方が近いもの、如くであり、やはり是れ又、同じく流布本の一類ではあるとは云ふもの、多少は注意する價值があるやうである。

さて其の京流本(圖書番號一三三四五五號)は判紙型の寫本で、綠地の押型模様の表紙に題箋がありて「詞能玉葉之全」と書いてある。能と之とは草假名内題は六箇ともに皆無論「詞玉橋」である。一之卷と二之卷との合冊本で、一之卷は二十八丁、二之卷は二十二丁、他に、各卷卷首には

京大所藏の二種の「詞玉橋」に就いて(岡田)

日録が一丁づゝ存する。一頁十行二十字詰。「詞玉橋一之卷日録」とある下に本文と同様で「城州紀伊郡伏見里醫王山東光院善福寺信成主」と二行に書いてある。善福寺主の信成が寫して所藏して居たものだらう。署名は一之卷のみに「富樫倭廣陸著」とある。二之卷には無い。

本文は無論流布本なのであらう。しかし板垣氏所引のものに比べると、文章の小異がある。其の小異は次ぎに説く通りに、京流本が、同じく流布本であるにしても、弘化改正本とは異なるものであるから生じたものなのである。傍訓も存するが、板垣氏所引の流布本に比べると少い。

起稿や改訂の年月は、例により各卷々尾の尾題の下に存するが、

詞玉橋一之卷終

文政九年十一月稿同十二年四月改

詞玉橋二之卷終

天保二年六月稿
文政九年十二月八日稿
天保四年二月四日改訂

とありて字配りは原本、板垣氏の擧げて居られるものとは異りて、弘化の改正を記して居らぬ。是れで見ると本書

は弘化三年の改正以前のものであると見なければならぬ。次ぎに、一之卷には文政十二年四月の改訂のある事を述べて居るが、此の事は、保科氏が月は記さないが「同○即チ十二年改正」と云つて居られるのと照應するのみ

で、他には見えぬ事である。此の點でや、注意するに足らう。しかし保科氏の引かれた本は天保十五年再校正の本であり、文政十二年の改正本では無い。

板垣氏の文によりて、玉橋の數度改訂せられた事が判るが、今、京草本、京流本所見のものをも加へて玉橋各卷の起稿・訂正・刊行の年月を示すと左の通りである（京流・京草本・吉・A・Bの略號は、京流本、京草本、保科教授、吉澤博士、A本、B本の事である）。

一之卷 文政九年十一月十日稿 〔A、京流、保、吉、十年訂正 吉〕 〔十日〕は京草による

同 十年訂正 吉

同 十一年六月二十日改訂 京草

同 十二年四月改 京流、保（月は云はず）

天保二年六月繕寫 京流

天保十五年八月再校正 保、吉（月は云はず）

弘化三年四月改正 A

明治二十四年七月刊行（合一冊）

二之卷

文政九年十二月八日稿 京流、A、B、保

天保四年二月四日改寫 〔A、京流、A、B（改正）に作る〕

弘化三年二月廿五日再改正 〔A、B（再改寫）に作る〕

明治四年十一月十日寫之 A

明治二十四年七月刊行（合一冊）

とにかく、玉橋は斯う云ふ風に發達したのだが、京流本

は、一之卷は天保二年六月繕寫の本の系統本であり、二之卷は天保四年二月改寫の系統本であるのだ。其の内容が、同じく流布本と云つても、弘化三年の改正本や、明治の刊本と多少異なるところあつても不思議では無く、むしろ、草稿本と弘化改正本との橋渡しをするものとして注意すべきものなのだ。

本書が、板垣氏所引のやうな流布で無く、弘化の改正以前のものであるがために、或ひは、弘化の改正本に比べると、目錄に於いても、小異があるかも知れないと云ふ懸念から、參考までに本書の目錄を示すと左の如くである。

〇一之卷

言詞辭三種ノ差別ノ事

言ニ五種ノ差別アル事

詞ニ六種ノ差別アル事

辭ニ五種ノ差別アル事

并辭トイフ名目起源ノ事

屬詞ニ四種ノ差別アル事

動辭ニ四種ノ差別アル事

屬辭ニ九種ノ差別アル事

靜辭ニ三種ノ差別アル事

未然段已然段差別ノ事

并辭ニ依テ願トモナル事

又ばノ辭ニ二ツノ繫様ノ事○本文では繫様をカケサマと訓んで居る

續詞段已下三段差別ノ事

加々理牟須昆ノ事○本文「カ、リムスヒノ事」

衣宇韻都音屬辭ノ事

變格奴音屬辭ノ事

勳辭將活屬辭ノ事

并疑辭過現未差別ノ事

○二之卷

下知トナル詞辭ノ事

禁辭二種ノ差別ノ事○本文にては「禁辭」の禁にト、メの傍訓あり

雅語ヲ俗語ニ譯ス事○譯スハツツスと訓む

俗語ニテ雅語ヲ知ル事

俗語ニ變例アル事○本文にては「變例」にコトタメシの傍訓あり

らし・らじ差別ノ事

まし・まじ差別ノ事

しか・しが差別ノ事

しし・せし差別ノ事

さむ・せむ、さう・せう差別ノ事

の・がノ用格差別ノ事

四韻詞古キ一格ノ事

一韻詞古キ一格ノ事

京大所藏の二種の「詞玉橋」に就いて(岡田)

言ニテトムル歌ノ事

兼用ニテ結ノ歌ノ事○本文にては「兼用ニテ結ア歌ノ事」

もは・ぞ・こそ繫格ノ事

と・かしカケザマノ事

下知ニ變例アル事

板垣氏所引の草稿本には、序文めいたものが無く、
「ふみなやむみちのやちまたしるべしてたやすくわたす
玉はしぞこれ」と云ふ歌があるのみだとあり京草本。板垣
氏は、此の歌あるがために詞玉橋と名づけた理由も察せ
られると云うて居られるが、然う云ふ書き方では、流
布本には此の歌は無いものゝ如くである。しかし、京流
本にも歌が巻頭にありて、さらに序文めいたものが直ぐ
續いて居るのである。他の流布本は果して何うであらう
か。

京草本を説いた時にも云つた事だが、板垣氏が「家藏
本二之卷に、云カケニテムスブ辭ノ格の所に、にをに對
する證歌が缺けてゐるが、流布本には之が存する」と云
つて居られるのは、これは京流本十八の「兼用ニテ結ブ
歌ノ事」の條兼用は廣隆の師春庭の通路の用のにをの事で
語にて所謂かけ詞にあたるにある。しかして京流本には京草本同様になにに千載集の

「我ながらかたぶくよはやをしむらむ猶山のはにあり明の月」を例歌に挙げ、をは例歌を缺いて居るのである。しかも流布本には板垣氏によればをにも例歌があると云ふ。其れは、流布本が、京流本よりも發達したものであるからだらうと思ふ。

板垣氏は辭玉襪にも草稿があつたかと思はれると推定せられた所で、草稿本玉橋の「の・が差別ノ事」の條を引き流布本と比較して居られるが、京流本では「の・がノ用格差別ノ事」とありて、文句は「一之卷ニのハ恒ニがニ通用フトイヘルハ、下ノ結ニツキテ、俗語ノ大概ヲイヘルニテ、雅語ニテ微細ニワクレバ、カケザマモ意モコトナリソノ差別ヲクハシクイハバ、動靜ノ概略ノ圖ニモアゲタル如クがハ續言段並ニ言ニカクレドモ……」とありて、冒頭の文句は、草稿本に「一ノ卷ニモイヘルゴトク……」とあるのを殘して居るのである。此の事は京流本が、草稿本と、弘化改正本との橋渡をするものである事の明證である。

京流本玉橋の性質は、上述の如きものであるから、普通の流布本よりは京草本に近く、京草本より弘化改正本に至る中間に位する本である事は確かだから、此の點でや、注意するに足ると思ふ。

最後に一言するに、私は井蛙にて遺憾ながら、文政十二年十一月刊行異版もあると云ふの「詞八衢捷徑詞玉緒統括辭玉襪」一誦をも見て居ないのだが、

言幸能屋廣蔭翁著

典能舍茂足翁補

詞八衢捷徑
詞能玉緒統括

言葉玉襪

内藤隆繼校寫

昔 安政三丙辰年二月

とある寫本を見て居る。しかして此の本は、茂足翁補とある位だからだらうが刊本の玉襪とは用語が異なるのである。「辭玉襪」と云ふ名は赤堀氏の解題に「てにをはたまだすき」とあるが、刊本に果して然う訓む事を明示して居るのだらうか。廣蔭は「辭」をテニヲハと訓んで居るのだから、テニヲハタマダスキで可い譯だが、其の玉襪の茂足補正本に「言葉玉襪」とあるのを見ると、コトバノタマダスキと訓む人も有つたやうにも察せられる。此の事自分には疑問であるが、刊本を見ないので解決がつかぬ以上、板垣氏の文を讀んだに就いて漫然と記したのである。(昭和十年十一月三日)

補記

「京大所藏の二種の詞玉橋に就いて」の一文は、板垣氏の文を見たらに因んで物したが、其の板垣氏の文は、行文や、妥當な

らざる所もかなりにあり、又印刷上不都合なところもあるので私がかんりの程度に手を加へて訂したので、編輯者が、私の文を添へて板垣氏の許へ、清書の意味で送つてしまつた。私は全くつた事。そこで板垣氏は私の文に所々付箋を添へ、氏の文は新しく書き改められて送つて來られた。其れが此の拙文と同時に發表せられる事に成つて居るのである。付箋によると、前稿とは大分に内容の異なるものと成つて居るらしい。従うて氏の前稿に基いて書いた拙稿が、氏の補訂稿と並べられて出る事は、妥當であると考へないが、既に活字に組み上げられたのだから、暫く此のまゝで發表する事として置く。

因みに京流本の筆者で所藏者である善福寺信成の事、些細な事であるとは云へ、つい近い伏見の事だから、突きとめたら廣蔭

の他の著書を見る事も出来るかも知れないと思ひ、一寸調べて見たところ、伏見の三栖に眞言宗で善福寺（仁明天皇の深草嘉祥寺の藥師堂の本尊の腹内像を本尊とした寺）と云ふのが維新前まであり、廢佛の犠牲として取り潰された時、其の本尊藥師佛は東本願寺派の深草（今は深草町瓦町）の善福寺に安置せられるに至つた事は判つたが、其の三栖の善福寺が、藥師佛に因んで醫王山東光院と云ふ山號寺號を有して居たか何うかは判らず従うて信成の寺の所在も判らず、又今の善福寺先往には信成と云ふ人も居ないのであるために、切角調査しても得るところは無かつたのである。餘事ではあるが記して置く。（十二月二十三日）